掛川市選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数、合併特例法第４条第11項及び第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和７年12月１日

掛川市選挙管理委員会
委員長　夏 目　正 二

| | | |
|---|---|---|
| １ | 選挙権を有する者の総数の50分の１の数 | 1,845人 |
| ２ | 選挙権を有する者の総数の６分の１の数 | 15,369人 |
| ３ | 選挙権を有する者の総数の３分の１の数 | 30,738人 |